

# 第1章 計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

鹿児島城は、初代薩摩藩主島津家久によって南北朝期に築かれた上山城跡を利用して慶長6年（1601）頃に築城された。江戸時代を通じて島津家の居城で、城山の山城部分と麓の方形区画をもつ屋形部分からなる独特の構造を有した、薩摩藩の政治・軍事拠点であった。

近代以降、鹿児島城跡には明治2年（1869）に知政所が置かれたが、同4年（1871）には鎮西鎮台第二分営が設置された。城跡としての遺構は、同6年（1873）の鎮西鎮台第二分営の火災、同10年（1877）の西南戦争、近代以降造られてきた公共建物施設等の建設、大正3年（1914）の桜島大噴火に伴う地震、太平洋戦争時の甚大な被害により、本丸部分の堀と石垣を残すほかは大半が失われている。

このような中で、鹿児島城跡は、山城部分の一部が昭和6年（1931）6月3日に史蹟名勝天然記念物保存法（現：文化財保護法）に基づく天然記念物及び史跡「城山」として国指定を受けたほか（約10.9ha）、屋形部分の北・東側の石垣と堀が昭和28年（1953）9月7日に鹿児島県文化財保護条例に基づく県指定史跡となり（約0.51ha）、保存された。

なお、明治18年（1885）、露国皇太子ニコラス殿下来甕記念碑付近に本県第一号の県営公園として開設された城山公園は、現在はその範囲を城山一帯に広げて都市公園となっており（約15.6ha）、なかでも明治40年（1905）の明宮嘉仁親王（後の大正天皇）の鹿児島行幸に合わせて園内に整備された城山展望台は、本県の歴史的・文化的景観を満喫できる観光名所のひとつとして、広く県内外の人々に親しまれている。

この他、昭和62年（1987）から、鹿児島市では、国道10号沿いにある照国神社から城山入り口までの830mを「歴史と文化の道」として整備し、平成3年（1991）には「城山周辺地区景観風致保全指導要綱」の制定、さらに平成31年（2019）から「歴史と文化の道地区景観計画」の施行などを通じて、地域の風地景観の保全を図ってきた。令和2年（2020）には、城山部分について「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」を策定し保全に向けて取り組んでいる。

このような中で、鹿児島城御楼門の復元に関して民間を中心に気運が高まり、平成24年（2012）には、鹿児島経済同友会が中心となり、「“御楼門”復元検討委員会」が設立され、民間主導による復元計画を盛り込んだ鹿児島城御楼門復元に向けた方向性の提言が発表された。その後、県内経済5団体等を中心に「鶴丸城“御楼門”復元実行委員会」が設立され、寄附金募集が始まった。そして同27年（2015）2月、民間主導による新た

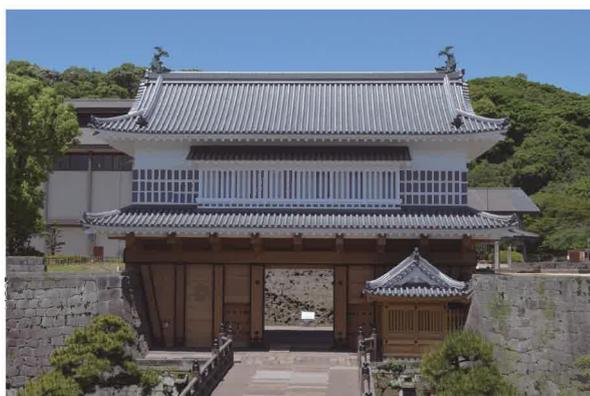


写真1-1 鹿児島城の御楼門

な官民連携の一つのモデル事業として、鶴丸城御楼門建設協議会を同委員会と鹿児島県とで設立し、事務局として県庁内に楼門等建設推進室が設置された。

このような動きの中で、御楼門の建設予定地が県指定史跡地内であったこと、背後の城山が国指定天然記念物及び史跡であったなどから、鹿児島城跡について、史跡としての位置付けを改めて整理し、本質的価値と構成要素などを明確化することが必要となり、それらを適切に保存管理・整備活用していくための基本方針、方法、現状変更の取扱い基準や整備の方向性、全体像を定めるため、平成28年（2016）に、専門家委員会の意見を踏まえて「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」が策定された。この計画により、御楼門のみならず、鹿児島城跡の範囲や構成要素など様々な現状が把握され、広大な城域を有することが明示された。併せて、御楼門建設事業に伴う保存目的の発掘調査とともに、現存する石垣や礎石などの遺構への影響や損傷等を防ぐために、御楼門建設事業とは別に保全整備事業を実施し、現状の把握と発掘調査による情報収集が行われた。また、文献調査も進められ、従来は他の研究等において補足的に把握されていた鹿児島城跡に関する情報が集約されていくと、江戸時代を通じて数多くの文書や絵図が残されていることが明確になった。

これら一連の取り組みにより、これまで不明瞭だった鹿児島城跡の全体像が徐々に明らかとなり、国史跡指定に向けた機運へと発展していった。令和元年（2019）から3か年かけて、城域内の発掘調査が実施され、その成果が総括報告書として刊行された。そして、令和5年（2023）3月に「鹿児島城跡」へ名称が変更されるとともに、範囲を追加して指定（約12.4ha）された。

鹿児島城跡の石垣の修復については、従来、豪雨や地震等による自然災害や樹痕の張り出し等により発生した石垣の孕み出しや隙間等に対して、鹿児島県が対症療法的に行ってきたが、計画的な取り組みへとシフトするため、令和3年（2021）から石積みの方針や各石材の観察、文献・絵図等の資料調査等を実施し、石垣の現状を系統的に整理した石垣カルテを作成した。そして、同5年（2023）、県は、その総括として「鹿児島城跡石垣調査報告書」（以下「石垣調査報告書」という。）にまとめた。

このような背景から、鹿児島城跡の保護すべき本質的価値の把握、保存管理部分と現状変更等の取扱い基準及び保存と活用の方針や整備の方向性をまとめることが強く求められ、改めて、史跡鹿児島城跡の保存活用計画を令和6年（2024）～令和7年（2025）で策定することとした。

また、本計画策定に当たり、本県行政計画等の策定等の過程において、計画等の案その他必要な事項を県民に公表し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する県の考え方を公表するパブリック・コメントを実施した。その結果は次のとおりである。

計画の名称	概要	意見募集時期	意見数
国史跡 鹿児島城跡保存活用計画（素案）	鹿児島城跡の適切な保存管理と整備活用を図るため、基本方針や方法、現状変更等の取扱い基準、整備の方向性等の全体像を定める。	令和7年12月17日～ 令和8年1月16日	0件

## 第2節 計画の目的

### 1 従前の計画における目的及び本計画における目的

鹿児島城跡の保存活用については、前節で述べたように、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」及び「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」があり、その目的は、それぞれ次のとおり記されている。

#### 鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画（平成28年3月策定）

県指定史跡鶴丸城跡における御楼門及び御角櫓の建設に当たり、文化財としての位置付けを改めて整理し、鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理・整備活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等や整備の方向性や全体像を定めることを目的として、保存活用計画を策定する。

#### 天然記念物及び史跡城山保存活用計画（令和2年3月策定）

本計画は、国指定天然記念物及び史跡「城山」を適切に保護し、地域の誇りとなる文化財として積極的かつ有効な活用を図り、次世代へ確実に引き継ぐための指針を示すことを目的とする。

現在の城山は、指定範囲については公園として全て公有地化されているものの、天然記念物と史跡の指定範囲が同じ範囲として重なっており、それぞれの本質的価値を適切に示しているとはいえない状況である。

そこで計画策定に当たっては、城山及びその周辺地区を計画策定の範囲として設定し、天然記念物及び史跡の適切な保存、活用、整備、管理・運営を行うための方策を考える必要がある。

城山は市民の憩いの場として、また自然や歴史を感じられる観光地として、市民や観光客の利用も多いため、保存と活用のバランスのとれた計画にすることも大切である。

なお、城山の周辺地区については私有地も多いため、現住する人々の生活と共存できるよう留意する必要もある。

また、令和5年（2023）には、史跡の追加指定及び名称変更により、上記先行計画では保存活用の対象となっていなかった範囲や本質的価値が追加された。

これらを踏まえ、本計画は、改めて史跡鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存整備、活用、調査・研究していくための基本方針や方法、現状変更の取扱い基準等の方向性や全体像を定めることを目的とする。

計画策定に当たっては、史跡指定範囲を計画対象範囲として、現状と課題を整理した上で、保存管理の基本方針や方法等を整理する。

## 2 本計画の対象範囲

史跡鹿児島城跡は、中世山城跡である「城山」地区と、近世の「居館」地区及び「城下」地区で構成されるが、現在、「城山」地区は「城山公園」として整備されたエリア、「居館」地区は「かごしま文化ゾーン」として黎明館、県立図書館や鹿児島市立美術館など県、市の文化施設が立ち並ぶエリア、「城下」地区は国、県や市の公共施設等が立ち並ぶ市の中心市街地となっており、鹿児島市街地の中心部近くにおいて、県民・市民の憩いの場として、また、自然や歴史を感じられる観光地として活用されている。

これらのうち、文化財保護法に基づく史跡に指定されているのは、「城山」地区の大部分と「居館」地区の一部であることから、本計画は、まず、これら指定地を対象とする（図1-1）。

なお、鹿児島城の範囲内ではあるが、現在指定地外となっている地区については、市街地化が進んで私有地も多いため、現住する人々の生活と共存できるよう留意する必要もある。そのため、本計画では、これらの地区については指定範囲に関する取扱い等と分け、必要に応じて整理することとする。

## 3 本計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)年3月31日までの10年間とする（第11章）。

なお、文化財保護法に基づく巡視や経過観察（第12章）等により、本計画を改定する必要が生じた場合は、検討会議等の意見を踏まえながら随時改定等を行う。

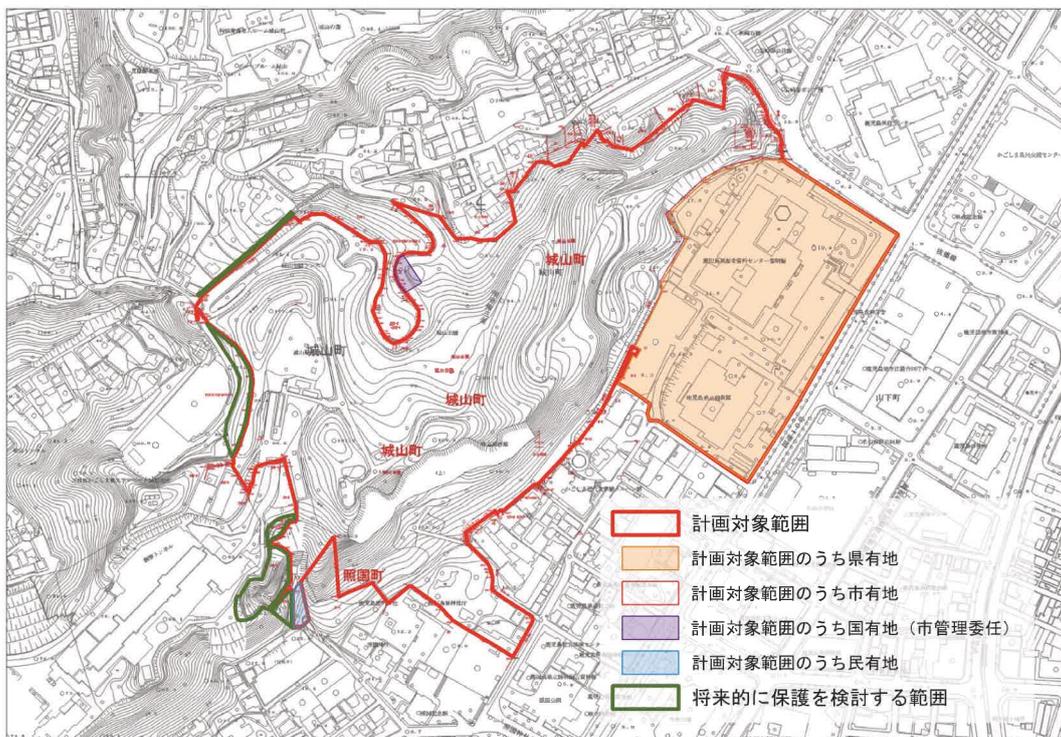


図1-1 計画対象範囲

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### 1 委員会の設置

本計画の策定に当たっては、令和5年（2023）5月に制定した国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議設置要綱に基づき、「国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議」を設置した。委員は、学識経験者、土地所有者及び地域代表から構成される7人とし、保存活用計画策定について指導・助言を得た。

また、検討会議からの助言を受け、鹿児島県及び鹿児島市の関係行政機関の担当課等による、史跡鹿児島城跡の保存、活用、整備及び管理等の方向性、手法等を検討し、共通認識のもと進めることを目的とした「国史跡鹿児島城跡担当者会議（以下「担当者会議」という。）」を設置し、保存活用計画の細部を連携して検討した（図1-2参照）。

保存活用計画は、検討会議を令和6年（2024）8月30日から計4回（うち書面開催1回）開催し、担当者会議を同年4月12日から計14回開催して、策定した。

#### 2 検討会議委員及び関係機関

計画策定における委員及び関係者を以下に示す。

国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議			国史跡鹿児島城跡担当者会議	
役職	職名など	分野	役職	職名など
委員	渡辺 芳郎 鹿児島大学法文学部教授	考古学 委員長	鹿児島県 関係機関	鹿児島県教育庁文化財課
	中井 均 滋賀県立大学名誉教授	城郭 副委員長		鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	林 匡 鹿児島県立錦江湾高等学校教諭	近世史		鹿児島県立図書館
	小林 善仁 鹿児島大学法文学部准教授	歴史地理学		鹿児島県立埋蔵文化財センター
	末次 大輔 宮崎大学工学部教授	地盤工学	鹿児島市 関係機関	鹿児島市教育委員会文化財課
	西 啓一郎 日本遺産地域プロデューサー	地元・観光		鹿児島市公園緑地課
	田原 成一郎 照國神社 権宮司	地元		鹿児島市都市景観課
	オブザーバー			事務局
文化庁文化財第二課、文化資源活用課			鹿児島県文化振興課	
鹿児島県教育庁文化財課				
鹿児島県歴史・美術センター黎明館				
鹿児島県立図書館				
鹿児島県立埋蔵文化財センター				
鹿児島市教育委員会文化財課				
鹿児島市公園緑地課				
鹿児島市都市景観課				
鹿児島市道路建設課				
事務局	黎明館、鹿児島県文化振興課			
事務局支援	株式会社埋蔵文化財サポートシステム			

### 3 国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議設置要綱

#### 1 趣旨

国史跡「鹿児島城跡」の保存、活用、整備及び管理等の方向性、手法等を検討することを目的として、国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議（以下「専門家検討会議」という。）を設置する。

#### 2 所掌事務

- (1) 国史跡鹿児島城跡保存活用計画の策定に係る指導・助言に関すること。
- (2) 国史跡鹿児島城跡の保存、活用、整備、管理等に係る検討に関すること。

#### 3 組織

専門家検討会議は、別紙1に掲げる者を委員として組織する。

#### 4 任期

委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 5 委員長及び副委員長

- (1) 専門家検討会議には委員長及び副委員長各1名を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 6 会議

- (1) 専門家検討会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 前項の場合において、委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員はWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。）を利用して会議に出席することができる。
- (3) 専門家検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (4) 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を聴くことができる。

#### 7 庶務

専門家検討会議の事務局は県歴史・美術センター黎明館に置き、事務は県文化振興課と連携・協力して行うこととする。

#### 8 その他

上記に定めることのほか専門家検討会議の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

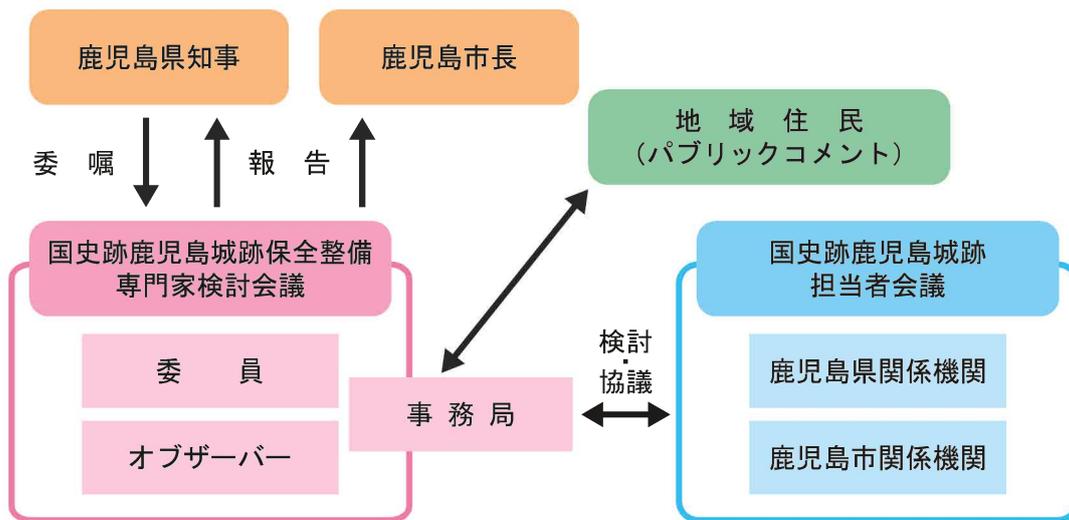


図 1-2 計画策定の検討体制

#### 4 計画策定の経緯

計画策定の経緯を以下に示す。

国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議のスケジュール表

年度	月	内 容
令和6年度	8月	第1回国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議(台風接近による影響で書面開催で実施) 《書面決議内容》 (1) 保存活用計画目次(案) (2) 本質的価値の確認 (3) 本質的価値と本質的価値以外の構成要素(案) (4) 計画対象範囲(案) (5) 現状で想定される課題と対応(案)
	2月	第2回国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議 《協議内容》 (1) 保存活用計画第1章～第3章の素案の検討 ・第1章 計画策定の沿革と目的 ・第2章 史跡鹿児島城跡の概要 ・第3章 史跡の本質的価値と構成要素 (2) 現地視察 (3) 総括協議
令和7年度	8月	第3回国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議 《協議内容》 (1) 保存活用計画第4章～第12章の素案の検討 ・第4章 現状と課題 ・第5章 大綱・基本方針 ・第6章 保存管理の方法 ・第7章 活用の方法 ・第8章 調査の方法 ・第9章 整備の方法 ・第10章 運営・体制の整備 ・第11章 実施計画 ・第12章 経過観察 (2) 総括協議
	12月	第4回国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議 《協議内容》 (1) 保存活用計画最終案の検討 (2) 総括協議

#### 第4節 他の計画等との関係

本計画は、鹿児島県の上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」、「鹿児島県教育大綱」及び「鹿児島県教育振興基本計画」並びに鹿児島市の上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」、「鹿児島市教育大綱」及び「第二次鹿児島市教育振興基本計画」並びに文化財行政の上位計画である「鹿児島県文化財保存活用大綱」に基づき、「鹿児島県観光振興基本方針」、「都市計画区域マスタープラン（鹿児島地区）」、「第2次かごしま都市マスタープラン」などの関連計画や法令、施策と連携・補完しながら、史跡鹿児島城跡の保存活用を適切に行っていくことを目的として策定されている。

これらの計画のうち、史跡鹿児島城跡に直接関係する計画としては、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」（平成28年（2016）3月）と「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」（令和2年（2020）3月）がある。

「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」は、県指定史跡鶴丸城跡（策定当時）における御楼門の建設に当たり、文化財としての位置付けを改めて整理し、本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理・整備活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等や整備の方向性、全体像を定めることを目的として策定された。

「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」は、国指定天然記念物及び史跡城山を適切に保護し、地域の誇りとなる文化財として積極的かつ有効な活用を図り、次世代へ確実に引き継ぐための指針を示すことを目的として策定された。

この他、県及び市が策定した個別の関連計画のうち、鹿児島市が策定した「歴史と文化の道地区景観計画」も本計画と関係がある。

この他、史跡鹿児島城跡の石垣について、令和3年度から令和5年度にかけて、現在の石積み及び各石材の観察や、文献・古文書等の資料調査等を実施し、各区間の現状に関する情報を系統的に整理した石垣カルテを作成した。その成果を踏まえ、今後の石垣の復旧（修理）を計画的かつ円滑に推進するため、史跡鹿児島城跡石垣の全体の内容把握を目的に、令和5年度に「鹿児島城跡石垣調査報告書」を作成した。

本計画は、これら3つの計画等を基に、社会的ニーズが高まっている活用を含めた保存整備等を視野に見据え、新たに策定するものとして位置付ける。

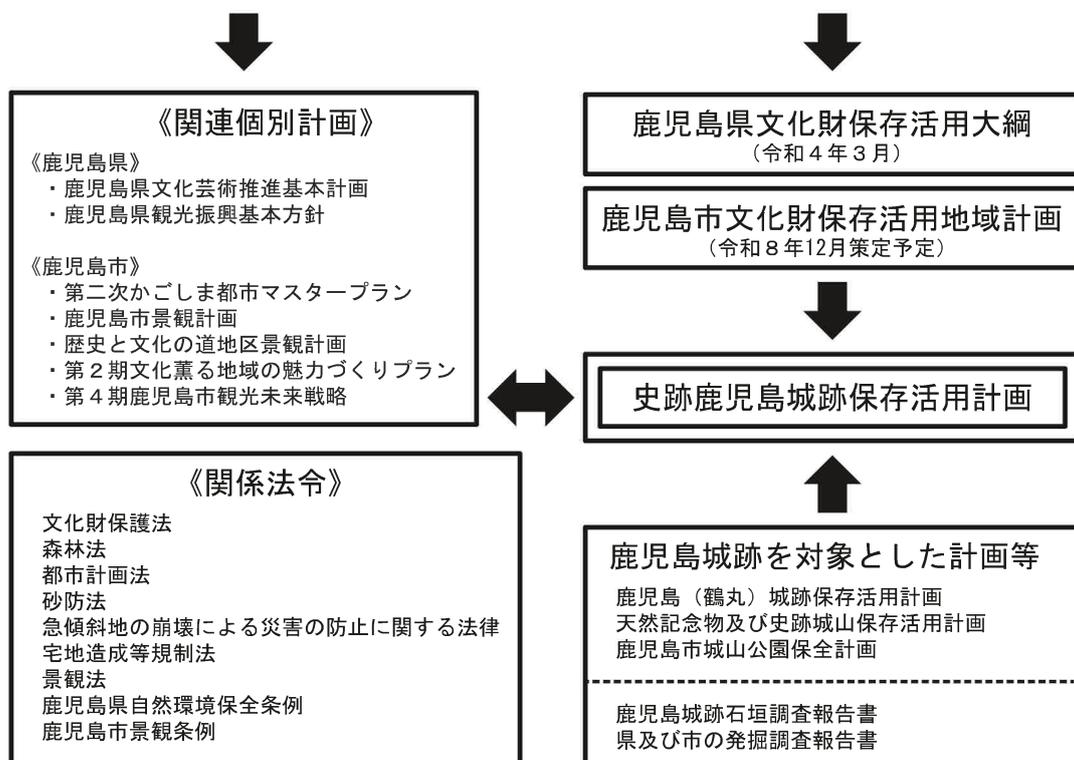
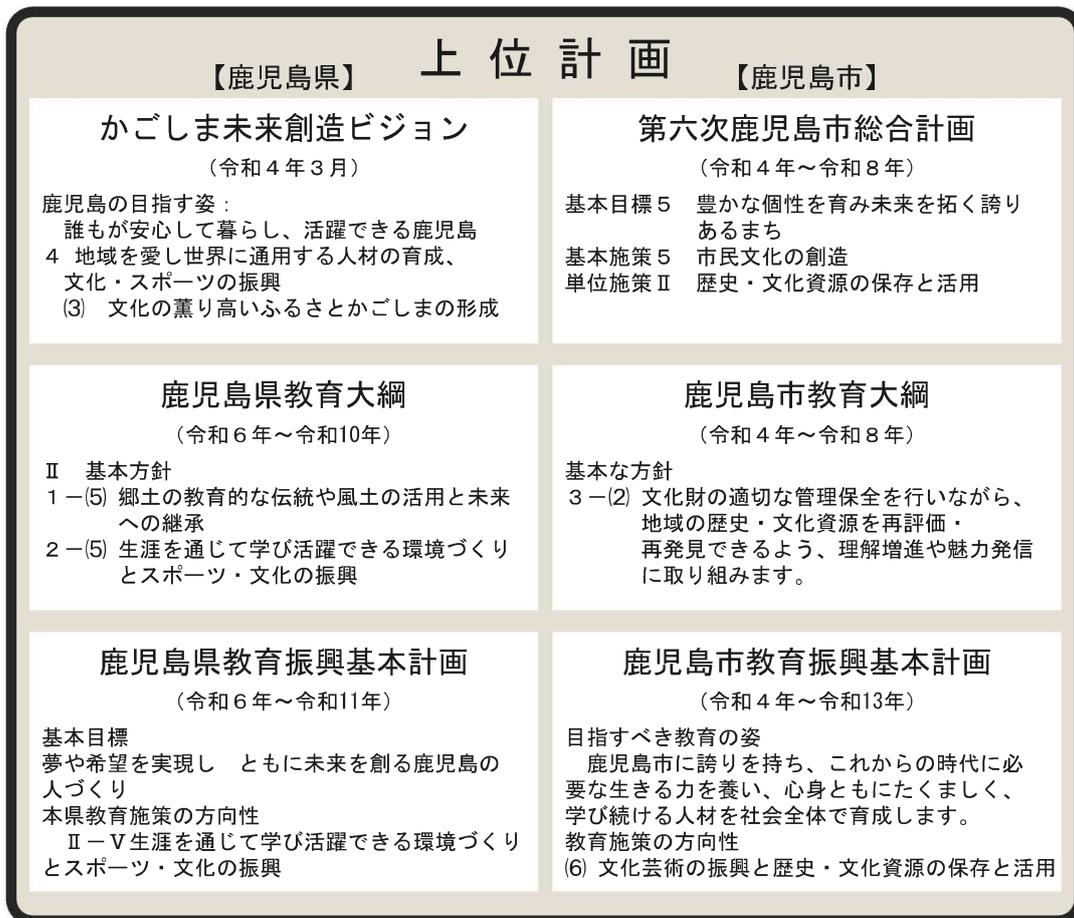


図1-3 保存活用計画とその他の計画の位置付け

# 1 上位計画

## (1) 鹿児島県の計画

### ア かがしま未来創造ビジョン（概要：表1-1）

概 要	施策展開の基本方向に対する位置付け
<p><b>【鹿児島を目指す姿】</b> 誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島</p> <p><b>【施策展開の基本方向】</b></p> <p>4 地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興</p> <p>3 文化の薫り高いふるさとかがしまの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域固有の豊かな文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、県ゆかりの芸術作品や史跡、郷土芸能、伝統行事、郷土料理等の鹿児島の歴史・文化の保存・継承や、これらを生かした地域作りの促進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等に取り組みます。</li> <li>・ 鶴丸城跡（現：鹿児島城跡）の保全整備と国史跡への指定により価値や魅力の向上を図るとともに、御楼門及び同城跡を生かした地域づくりや観光資源としての活用を図ります。</li> </ul>

### イ 鹿児島県教育大綱（概要：表1-2）

概 要	基本方針に対する位置付け
<p><b>【基本目標】</b> 夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>1 本県教育の取組における視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重</li> <li>・ 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承</li> </ul> <p>2 本県教育施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興</li> </ul>	<p><b>【時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重】</b> 伝統や文化を大切にする心は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならない。</p> <p><b>【郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承】</b> 本県には、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化など、これらの有効活用や未来への継承を図ります。</p> <p><b>【生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ文化の振興】</b> 郷土の伝統文化や文化財を守り育てることは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。</p>

ウ 鹿児島県教育振興基本計画（概要：表 1-3）

概 要	具体的に取り組む施策の方向性
<p><b>【基本目標】</b> 夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり ～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～</p> <p><b>【具体的人間像】</b> 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間</p> <p><b>【本県教育施策の方向性】</b> Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進 ・郷土教育の推進 Ⅴ 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興 ・文化財の保存・活用</p>	<p><b>【郷土教育の推進】</b> ・鹿児島の魅力を語る人材の育成 各学校において、先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島の魅力を伝えることができる人材の育成に努めます。 ・教職員の郷土教育に関する資質向上 郷土に誇りをもち、未来を担う子供たちを育てるために、教職員が鹿児島の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。</p> <p><b>【文化財の保存・活用】</b> ・未指定を含めた文化財の幅広い保護 ・文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成 郷土にある未指定を含めた文化財の幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上、文化財を地域のよりどころとして、文化財の保存・活用に地域社会全体で取り組める環境づくりを推進します。</p>

(2) 鹿児島市の計画

ア 第六次鹿児島市総合計画・前期基本計画（概要：表 1-4）

概 要	史跡鹿児島城跡に関する内容
<p><b>【都市像】</b> つながる人・まち 彩りあふれる躍動都市・かごしま</p> <p><b>【将来像】</b> さまざまな交流を通じ、相互の“つながり”を深めることにより、新たな価値が生み出され、多彩な人材やまちの魅力が豊かな“彩り”となる、人もまちも“躍動”する鹿児島市を目指していきます。</p> <p><b>【基本目標】</b> 3 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち ・ 地域特性を生かした観光・交流の推進 世界に誇れる個性豊かな観光資源を磨き上げ、オンリーワンの魅力づくりを展開します。 5 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち ・ 市民文化の創造 文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解増進や魅力発信に取り組めます。</p>	<p><b>【中央地域（Ⅱ）上町地区】</b> ●現状 桜島や錦江湾の眺望に優れ、市街地に近接した貴重な緑地や自然海岸、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の「旧集積館」や石垣・石塀が残る歴史と風格ある街並みなど恵まれた風土を有しています。 ●基本的方向 国道 10 号など広域交通の円滑化や住宅団地等と都市部のアクセス向上、公共交通の結節機能の強化を図るとともに、稲荷川流域の河川改修の促進などによる治水対策を進めます。 ●主な施策・事業 ・ 磯地区、南洲門前通り地区、歴史と文化の道地区の景観修景の促進、住民主体の景観づくり活動の支援 ・ 城山公園自然の森の再生、城山自然遊歩道や中央公園の活用</p>

イ 鹿児島市教育大綱（概要：表1-5）

概 要	基本的な方針に対する位置付け
<p><b>【基本目標】</b> 子どもたちが夢と希望を持って、限らない可能性に挑戦できるよう、学校・家庭・地域・事業者などが連携・協働しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めます。 誰もが、生涯にわたって学び続けることができる環境を整えるほか、文化芸術や歴史に親しむことのできる市民文化を創造します。</p> <p><b>【基本的な方針】</b> 3 市民文化の創造 (2) 文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解増進や魅力発信に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史・文化資源の保存と活用</li> <li>・ 文化財の保存の充実と積極的な活用</li> </ul>

ウ 第二次鹿児島市教育振興基本計画（概要：表1-6）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p><b>【目指すべき教育の姿】</b> 鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。</p> <p><b>【教育施策の方向性】</b> (6)文化芸術の振興と歴史・文化資源の保存と活用 ①文化芸術に触れ親しむ機会の充実と活動の促進 ②文化施設の活用及び文化芸術情報の発信 ③文化財の保存の充実と積極的な活用</p>	<p><b>【これからの施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来に継承すべき貴重な文化財については、補修・整備などの保全に努めるとともに、学習や観光に活用できる場として、広く提供します。</li> <li>・ 本市が行った発掘調査の成果については、学校活動や生涯学習の場として活用できるように資料等を整理し、積極的に公開します。</li> </ul> <p><b>【主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本遺産に認定された城山地区、喜入旧麓地区内の構成文化財については、児童生徒の認識や理解を深めるため、副読本を活用した授業の在り方などについて、教職員へ向けた研修会を開催します。</li> </ul>

## 2 関連する計画

### (1) 鹿児島県文化財保存活用大綱（概要：表 1-7）

概 要	文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
<p><b>【大綱策定の目的】</b> 平成 31 年（2019）4 月、文化財保護法の一部が改正・施行され、都道府県は文化財の総合的な施策である「文化財保存活用大綱」を定めることができることとされました。</p> <p>本県においても県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進める上での共通の基盤とすることを目的に、「鹿児島県文化財保存活用大綱」を策定しました。</p> <p><b>【目指すべき方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未指定を含めた文化財の幅広い保護</li> <li>・ 文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上・文化財を地域のよりどころとして保存・活用に取り組むための環境づくり</li> </ul> <p><b>【保存・活用に関する方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の調査・研究</li> <li>・ 文化財の指定・登録等と保存・継承</li> <li>・ 文化財に関する財政措置</li> <li>・ 文化財に係る人材の育成</li> <li>・ 文化財の活用の推進</li> </ul>	<p><b>【文化財の調査・研究】</b> 文化財の保護に当たっては、総合的な把握を行い、保存・活用のための必要な措置を講じます。</p> <p><b>【文化財の指定・登録等と保存・継承】</b> 国の指定となった文化財については、適切な整備・活用を図るため、保存活用計画の策定を積極的に進めます。また、必要に応じて指定範囲の追加や整備等を実施し、さらなる活用を図ります。</p> <p>小・中学校や高等学校における出前授業等の啓発事業についても、継続的な実施を促していきます。</p> <p><b>【文化財に関する財政措置】</b> 国・県指定の文化財の整備等に関しては、国と県の補助制度があり、予算の範囲内で事業者（所有者）、管理団体に財政支援を行っています。また、国指定の文化財には「国指定文化財等事業費補助金交付要綱」により県も随伴補助を行っています。</p> <p><b>【文化財に係る人材の育成】</b> 専門的な人材の継続的な配置や資質の向上が不可欠です。</p> <p><b>【文化財の活用の推進】</b> 文化財を観光資源の一つとして「文化財を中核とした観光拠点の整備」として、わかりやすい多言語解説の整備等を掲げています。また、より多くの県民が継続して郷土の文化財に触れ、学び、楽しめるような機会の充実に努めます。</p>

### (2) 関連個別計画

#### ア 鹿児島県文化芸術推進基本計画（概要：表 1-8）

概 要	基本方針 2 における施策の展開
<p><b>【基本理念】</b> 本県の文化芸術の振興に当たっては、条例の第 2 条に掲げられた 8 つの基本理念に基づいて、施策の展開を図ります。</p> <p><b>【目指すべき姿】</b> 文化の薫り高いふるさとかごしまの形成</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実</li> <li>2 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用</li> <li>3 文化芸術に係る人材の育成</li> <li>4 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信</li> </ol>	<p><b>【施策の展開】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域文化の発掘と保存及び公開等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の調査、指定等の推進</li> </ul> </li> <li>2 伝統文化の継承</li> <li>3 観光振興、地域づくり等への活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島城跡の保全整備並びに御楼門及び同城跡を活用した賑わい創出等による歴史・文化ゾーンの回遊性向上</li> </ul> </li> </ol>

イ 鹿児島県観光振興基本方針（概要：表1-9）

概 要	鹿児島地域（鹿児島市・日置市・いちき串木野市・三島村・I島村）
<p><b>【基本目標】</b> 来て、見て、感動、世界を魅了する観光王国「KAGOSHIMA」づくり</p> <p><b>【施策の基本的方向】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>魅力ある癒やしの観光地の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の観光資源の保全、活用及び創出</li> <li>地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保</li> <li>観光関係施設等の整備</li> </ul> </li> <li>戦略的な誘客の展開</li> <li>オール鹿児島でのおもてなしの推進</li> </ol>	<p><b>【地域の特性】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日本遺産に認定された鹿児島城跡、喜入旧麓及び串木野麓、令和2年3月に復元が完成する御楼門等の歴史的資源</li> <li>黎明館等の特色ある観光関連施設</li> </ol> <p><b>【施策の方向】</b> 県内観光の拠点として、様々な資源を活用した観光地づくりを推進します。</p>

ウ 第二次かごしま都市マスタープラン（鹿児島市）（概要：表1-10）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p><b>【都市マスタープランの役割】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市の将来像の明示</li> <li>都市計画の決定・変更の指針</li> <li>市総合計画の都市計画に関する部門の実現化計画</li> <li>市民の理解と協議の促進</li> </ol> <p><b>【基本理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●成熟した持続可能な都市づくり</li> <li>●多様な主体による協働の都市づくり</li> </ul> <p><b>【基本目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>コンパクトで暮らしやすい都市</li> <li>快適で移動しやすい都市</li> <li>にぎわいと活力のある都市</li> <li>安心・安全な都市</li> <li>自然・歴史・文化を生かした都市</li> </ol>	<p><b>【地区のまちづくり構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯地区、南洲門前通り地区、歴史と文化の道地区の景観の保全</li> <li>・桜島や城山への眺望などの自然と市街地が一体となった景観の保全</li> </ul>

エ 鹿児島市景観計画（概要：表1-11）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p>【鹿児島らしい景観のイメージ】 ～錦江湾に浮かぶ桜島、 薩摩の歴史を感じるまちなみ～ 鹿児島島の風土や歴史に培われた地域資源 が醸し出す景観</p> <p>【景観計画策定に向けての4つの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『活火山“桜島”』眺望確保</li> <li>・地形、歴史、風土が醸し出す『鹿児島らしい』 景観の保全</li> <li>・『市民、事業者が主体』の景観づくり</li> <li>・『国際観光都市 鹿児島島の景観』情報発信</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①骨格景観の要素を組み合わせ、観光振興 にもつながる個性ある景観づくり</li> <li>②地域の顔づくりやまちなみの整備等、それ ぞれの特性に応じた景観形成</li> <li>③誰もが安心して暮らせる景観づくり</li> <li>④豊かな自然や田園、貴重な歴史・文化資源 を生かした景観形成</li> <li>⑤道路や公園、眺望など地域を特徴づける景 観資源を生かした個性豊かな景観形成</li> <li>⑥良好な景観形成を進めるためのルールづく り</li> <li>⑦景観形成に関する意識やモラルの向上</li> <li>⑧市民参加の景観形成</li> </ol>	<p>桜島・錦江湾を望むパノラマ景観は本市を代 表する資源として位置付けられており、城山展 望台から桜島への眺望は、市民意向でも、守り、 生かしたい最も重要な景観としてあげられる。</p> <p>本市は、近代日本の礎を築いたまちであり、 様々な歴史資源が残されています。これら歴史 資源は、鹿児島を象徴する大きな要素です。</p> <p>市街地内に残る歴史・文化資源の発掘、歴史 的な雰囲気を残すまちなみの継承や創造、史実 や地名などの活用により、歴史・文化資源を生 かした景観形成を推進します。</p> <p>鶴丸城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と 統一感のある景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的雰囲気や背景の斜面緑地と調和しつ つ、意匠にまとまりのあるまちなみ景観の 形成</li> <li>・歴史資源の発掘と保全・活用による歴史的 雰囲気のある景観の形成</li> </ul> <p>鶴丸城跡や点在する石垣等の歴史資源の保全 と、それらを生かした景観づくりを進めます。</p> <p>城山は、都市の中にありながら、南九州の植 物分布の縮図といわれる自然林（国指定文化財・ 天然記念物）であるとともに、西南戦争の終結 の地という歴史の舞台となった場所でもあるこ とから、桜島への眺望確保と合わせて、城山へ の眺望を確保することも考えることとします。</p>

オ 歴史と文化の道地区景観計画（鹿児島市）（概要：表1-12）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p>【歴史と文化の道地区の景観特性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明治以降の歴史・文化景観</li> <li>2 城山を背景にした自然景観</li> <li>3 季節や時間で変化する都市景観</li> </ol> <p>【景観計画策定の基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史と文化の道の石垣等の保全と活用</li> <li>2 地区内の景観を損ねない、統一感のあるま ちなみの創出</li> <li>3 観光拠点にふさわしい、安心・安全な景観 の形成</li> <li>4 歴史的情緒溢れる夜間景観</li> </ol> <p>【景観形成の目標】</p> <p>鹿児島城跡を中心に歴史資源を生かし、品 格と統一感のある景観づくりを進めます。</p>	<p>【景観形成の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史的建造物や石垣等の地区の雰囲気に調 和し、統一感のある景観づくり</li> <li>・地区内に残る史跡、歴史的雰囲気を残す まちなみを継承し、歴史的資源を生かし た景観づくり</li> <li>2 魅力ある景観の保全</li> <li>・城山を背景に歴史と文化の道と鹿児島城 を望む眺め、鹿児島城跡の石垣とお堀の 眺めなど、魅力ある景観を保全</li> <li>3 観光振興にもつながる、市民、事業者等が 一体となった魅力ある景観づくりの推進</li> <li>4 協働による、安心・安全で誇りを持てる景 観づくりの推進</li> </ol>

カ 第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン（鹿児島市）（概要：表1-13）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p><b>【目 標】</b>                      伝統と創造でひらく、文化薫るかごしま                      ～多彩な文化資源を活用し人と地球を元気に                      する～</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人づくり・体制づくり（市民みんなで文化を盛り上げる）</li> <li>●継承・活用・発展（「ここにしかない」文化資源を活用する）</li> <li>●創造・交流（新たな地域文化を創造し、交流を図る）</li> <li>●情報の共有・発信（多くの情報を集め広くわかりやすく発信する）</li> </ul>	<p><b>【地区のまちづくり構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯地区、南洲門前通り地区、歴史と文化の道地区の景観の保全</li> <li>・桜島や城山への眺望などの自然と市街地が一体となった景観の保全</li> </ul>

キ 第4期鹿児島市観光未来戦略（概要：表1-14）

概 要	鹿児島城に関する内容
<p><b>【目 標】</b>                      訪れる人の感動・暮らす人の幸せをつくる                      “稼ぐ観光”の実現～世界を魅了するまち                      KAGOSHIMA ～</p> <p><b>【戦略・方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●稼ぐ体制・仕組づくり</li> <li>●オンリーワンの魅力創出</li> <li>●戦略的な誘客促進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュポイント（商品）づくり、高付加価値化・差別化</li> </ul> </li> <li>●ホスピタリティあふれる受入体制の充実</li> <li>●地域経済循環の促進</li> </ul>	<p><b>【主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桜島や、歴史・文化ゾーンを含む城山などの観光拠点の充実に向けた検討</li> </ul>

(3) 史跡鹿児島城跡を対象とした計画等

ア 鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画（鹿児島県）

(ア) 計画の理念

鹿児島島の礎となっている鹿児島城跡を、単なる歴史遺産として守り継続する位置付けに留めず、鹿児島顔づくり、シンボルゾーンの骨格として一層尊重し、城跡を体感でき、藩政時を彷彿とさせる整備を推進することで、広く城跡を親しまれ、誇れる存在とする。

(イ) 計画の基本方針

基本方針については、以下の1～7に記す内容である。

- 1 鹿児島（鶴丸）城跡の特色ならびに本質的価値をよく保存し、広く公開活用する。
- 2 遺構の保存と顕在化に努め、城跡の特色が一層伝わる整備を目指す。
- 3 歴史遺産として本来の姿で保存することに努め、歴史的建造物や遺構の復元整備を進めるに当たっては、調査から得られた史実を踏まえる。
- 4 鹿児島（鶴丸）城跡の指定範囲の拡大については、遺構等の残存状況を見ながら、将来的に指定への取り組みを検討する。

- 5 上記項目の実施に向けて、鹿児島（鶴丸）城跡の保存・活用のための将来像を計画する。鹿児島（鶴丸）城の保存整備や復元の際は、城跡のどの時期の姿とするかを定める。
- 6 鹿児島（鶴丸）城の保存管理・整備活用においては、城の調査研究を長期的な展望をもって組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、県民・市民・地域住民の積極的な参加とその仕組みづくりを、さらに市民・学識者・企業・行政による協働の体制づくりを検討する。
- 7 鹿児島（鶴丸）城跡の範囲を明確にし、常に新たな情報を発信しつつ、広く来訪者や県民・市民に親しみと理解が得られる保存・活用策の充実を図る。

(ウ) 地区区分と保存管理の方法

この計画における地区区分及び地区ごとの保存管理の方針は、次のとおりであった（図1-4参照）。

イ 天然記念物及び史跡城山保存活用計画（鹿児島市）

(ア) 計画の理念

「豊かな自然と歴史の宝庫・城山」～自然と歴史を感じる空間をめざして～

(イ) 計画の基本方針

- 1 天然記念物及び史跡をとりまく環境に調和し、確実に次世代へとつなげる保存管理を実施する。（保存）
- 2 適切な保存・活用・整備の実施のため、継続的な調査とともに、その成果の積極的な発信を行う。（活用）
- 3 観光拠点及び市民の憩いの場として、自然と歴史を活用した整備を行う。（整備）
- 4 城山の調和のとれた保存管理・活用・整備を行うため、体制の充実を図る。（管理運営）

(ウ) 地区区分と保存管理の方法

この計画では、地区区分が、天然記念物及び史跡城山の指定範囲と指定範囲に準ずる地区に大別された。なお指定範囲に準ずる地区については、これまでの調査や「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」、「城山公園保全計画」等が参考とされた（図1-5参照）。

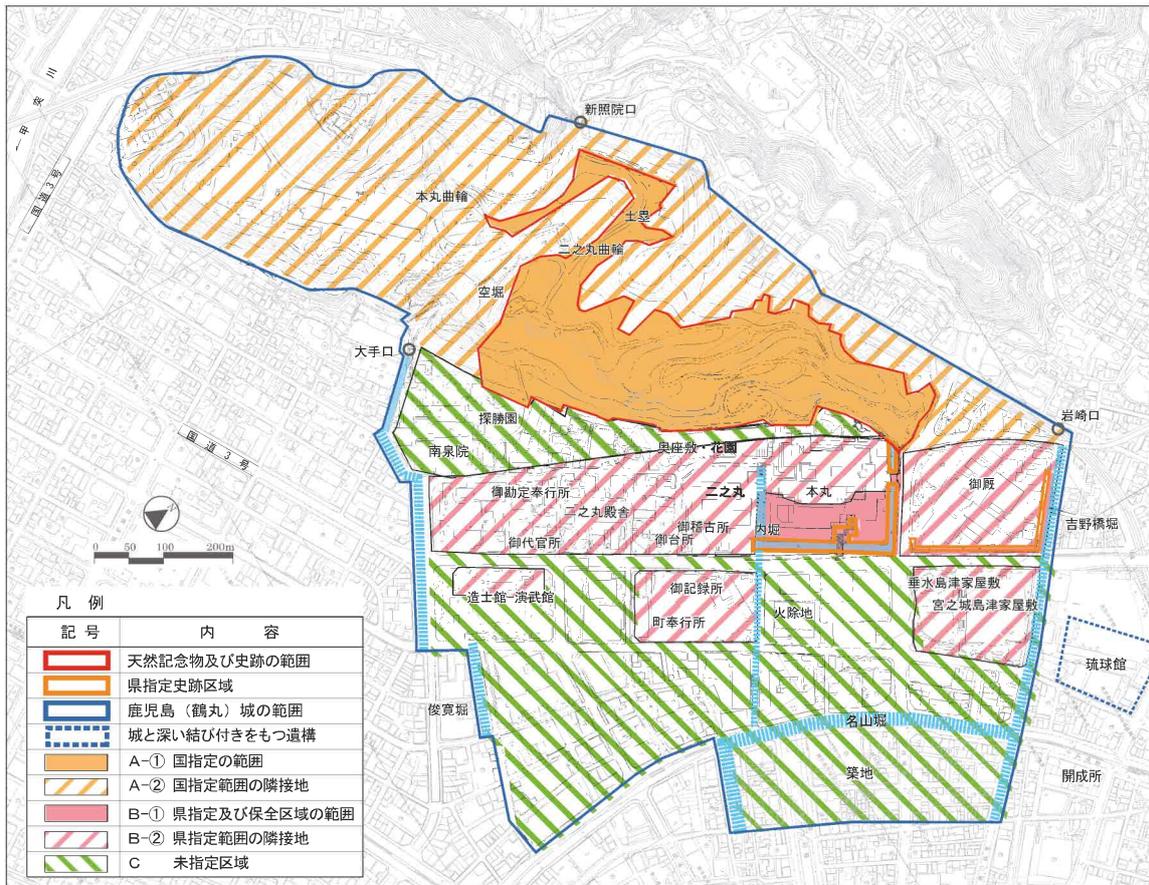


図 1-4 地区区分図

基本方針	地区ごとの保存管理の基本方針
地区区分 国指定の範囲 (A-①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状保存を原則とする。</li> <li>管理団体である鹿児島市が保存活用計画の策定準備を行っており今回は必要最小限の範囲において、暫定的な取扱い方針とする。</li> </ul>
国指定範囲の隣接地 (A-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状保存が望ましい。</li> </ul>
県指定及び保全区域の範囲 (B-①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状保存を原則とし、計画的な保存を行う。</li> <li>保全区域及びその周辺において、鹿児島（鶴丸）城時代の遺構等が遺存している場合は、追加指定を目指すものとする。</li> </ul>
県指定範囲の隣接地 (B-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状保存が望ましい。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地に向けて取り組みを検討する。</li> </ul>
未指定区域 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状保存が望ましい。</li> <li>鹿児島（鶴丸）城域であるという認識に基づき、土地所有者等の理解を得ながら、周知の埋蔵文化財包蔵地とするように努める。</li> </ul>